

別表 1

北九州市設計業務委託検査対象設計業務

工事関係コンサルタント業務（設計、計画等）

建設関係局	対 象 業 務	備 考
環境局 港湾空港局 産業経済局 都市整備局 都市戦略局 各区まちづくり整備課 上下水道局 上記の関係課が発注する設計業務委託 （他局からの受託を含む）	・ 環境事業 ・ 港湾空港事業 ・ 土地改良事業 ・ 林道整備事業 ・ 漁港整備事業 ・ 道路事業（街路事業含む） ・ 公園事業 ・ 河川事業 ・ 都市計画事業 ・ 再開発事業 ・ 区画整理事業 ・ 市有建築物整備事業 ・ 下水道事業	・ 計画（予備）設計段階及び実施（詳細）設計段階を対象とする。 （但し事業費算出を伴わないものは除く） ・ なお、都市計画決定を伴う事業は、都市計画の決定及び都市施設の計画決定に係る業務委託から対象とする。